

資料

特別用途食品制度の対象食品の見直しに伴うしょうゆ品質表示基準の改正について（案）

平成20年8月26日
農 林 水 産 省

1 趣旨

厚生労働省は、健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項に基づく特別用途食品制度を改正し、低ナトリウム食品については、病者用食品の許可対象食品から除外する予定である。このため、同法の規定に基づく許可等を表示根拠としているしょうゆ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1665号）について、「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、低ナトリウム食品が特別用途食品の対象範囲から除外されても影響がないように所要の見直しを行う。

2 内容

「減塩」の表示を行う際の条件から「健康増進法第26条第1項の許可を受けたもの」の条件を削除する。

改 正 案	現 行												
（表示禁止事項） 第４条 加工食品品質表示基準第６条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項についてはしょうゆの日本農林規格（平成16年９月13日農林水産省告示第1703号。以下「農林規格」という。）第３条から第７条までに規定する規格による格付が行われたものに表示する場合、(2)及び(3)に掲げる事項については農林規格第３条から第７条までに規定する規格による格付が行われたものであって別表１の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合、(7)に掲げる事項については別表２の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合、(8)に掲げる事項（品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。）については品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。 (1)～(8) （略） 別表１ （略） 別表２ <table border="1" data-bbox="103 758 1102 1155"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>用 語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80％以下のものであって、かつ、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの</td><td>「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」</td></tr> <tr> <td>しょうゆ100 g 中の食塩量が 9 g 以下のものであって、かつ、健康増進法第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの</td><td>「減塩」</td></tr> </tbody> </table>	区 分	用 語	こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80％以下のものであって、かつ、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの	「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」	しょうゆ100 g 中の食塩量が 9 g 以下のものであって、かつ、健康増進法第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの	「減塩」	（表示禁止事項） 第４条 加工食品品質表示基準第６条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項についてはしょうゆの日本農林規格（平成16年９月13日農林水産省告示第1703号。以下「農林規格」という。）第３条から第７条までに規定する規格による格付が行われたものに表示する場合、(2)及び(3)に掲げる事項については農林規格第３条から第７条までに規定する規格による格付が行われたものであって別表１の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合、(7)に掲げる事項については別表２の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合、(8)に掲げる事項（品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語に限る。）については品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。 (1)～(8) （略） 別表１ （略） 別表２ <table border="1" data-bbox="1133 758 2132 1155"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>用 語</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80％以下のものであって、かつ、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの</td><td>「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」</td></tr> <tr> <td>しょうゆ100 g 中の食塩量が 9 g 以下のものであって、かつ、健康増進法第26条第１項の許可を受けたもの</td><td>「減塩」</td></tr> </tbody> </table>	区 分	用 語	こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80％以下のものであって、かつ、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの	「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」	しょうゆ100 g 中の食塩量が 9 g 以下のものであって、かつ、健康増進法第26条第１項の許可を受けたもの	「減塩」
区 分	用 語												
こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80％以下のものであって、かつ、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの	「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」												
しょうゆ100 g 中の食塩量が 9 g 以下のものであって、かつ、健康増進法第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの	「減塩」												
区 分	用 語												
こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80％以下のものであって、かつ、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第１項の規定に基づく表示を行ったもの	「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」												
しょうゆ100 g 中の食塩量が 9 g 以下のものであって、かつ、健康増進法第26条第１項の許可を受けたもの	「減塩」												

特別用途食品制度のあり方に関する検討会報告書（概要）

平成20年7月4日

1. はじめに

特別用途食品は、乳幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等に適するという特別の用途の表示の許可について定めたものであり、健康増進法制定前の栄養改善法によって定められた枠組みを基本的に維持

近年、高齢化の進展や生活習慣病の患者の増加に伴う医療費の増大とともに、医学や栄養学の進歩や栄養機能表示制度など特別用途食品制度を取り巻く状況は大きく変化

こうした状況を踏まえ、本検討会は、今後の特別用途食品制度のあり方について検討を行い、その結果をとりまとめた

（注）健康増進法に基づく特別用途表示の許可は特定保健用食品も含むが、本報告書における特別用途食品は特定保健用食品を除いたものとする。

2. 新しいニーズに対応した特別用途食品の役割

特別用途食品は、通常の食品では対応が困難な特別の用途を表示するものであり、対象となる者に十分認知されれば、適切な食品選択を支援する有力な手段

今後高齢化が進展する中で、在宅療養における適切な栄養管理を持続できる体制づくりが求められており、特別用途食品もこうしたニーズへの的確な対応が必要

併せて、許可の対象となる食品の範囲について、当該食品の利用でなければ困難な食品群に重点化を図るべき

3. 対象食品の範囲の見直し

特別用途食品制度の対象とする食品の範囲について、以下のとおり見直し
(1) 総合栄養食品（いわゆる濃厚流動食）を病者用食品の一類型として位置付け

- ・在宅療養も含め病者の栄養管理に適するもの
 - (2) 病者用単一食品と栄養強調表示との関係を整理
 - ・高たんぱく質、低カロリー、低ナトリウムについては、栄養強調表示が代替的役割
 - (3) 病者用組合わせ食品を宅配食品栄養指針による管理に統合
 - ・在宅療養の支援には、宅配病者用食品の適正利用の推進が適切であり、病者用食品についても宅配食品栄養指針に基づき栄養管理を図るべき
 - (4) 高齢者用食品の見直し
 - ・単なるそしゃく困難者用食品を許可の対象から外すとともに、高齢者用食品という名称をえん下困難者用食品に変更
- なお、妊産婦、授乳婦用粉乳については、粉乳以外にも様々な栄養源が利用可能であることから、許可の対象とする必要性が相対的に低下

4. 対象者への適切な情報提供

対象者に的確に選択され、利用され、適正な栄養管理がなされるよう、医師、管理栄養士等による適切な助言指導の機会が保障されるべき

特別用途食品制度に関する認知度を高め、必要な流通の確保を図るため、一定の広告も認めるなど情報提供の手段を拡充すべき

また、表示内容の真正さを担保するため、収去試験の適正な実施などに努めるべき

5. 審査体制のあり方

特別用途食品については、乳児や病者など特別の用途のためのものであるので慎重な審査手続が要請され、特に個別評価型病者用食品については、最新の医学、栄養学的知見に沿ったものとなるよう審査体制の強化を図るべき

6. その他

消費者行政推進基本計画において、健康増進法に基づく特別用途表示の審査・許可は、新たに創設される消費者庁が所管することとされているが、円滑な移管に十分留意すべき

特別用途食品制度のあり方に関する検討会報告書の概要

特別用途食品制度（乳幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等に適するとい
う特別の用途の表示の許可制度）について、高齢化の進展や生活習慣病の増加、医
学や栄養学の進歩や栄養機能表示制度の定着等の状況の変化を踏まえ、対象者
の栄養管理に適切な食品が供給されるため制度のあり方について見直し

現況に応じた制度の役割

特別用途食品は、通常の食
品では対応困難な特別の用
途を表示するもので、対象者
の適切な食品選択を支援す
る有力な手段

高齢化の進展に伴い、在宅
療養での適切な栄養管理を
持続できる体制づくりが必要
制度の認知度を高め、必要
な食品の流通を図るべき

具体的な見直し内容

(1) 対象食品の範囲の見直し

- ① 総合栄養食品（濃厚流動食）を病者用食品に位置付け
- ② 病者用単一食品と栄養強調表示の関係を整理
- ③ 病者用組合わせ食品を宅配栄養指針による管理
- ④ 高齢者用食品の見直し

(2) 対象者への適切な情報提供

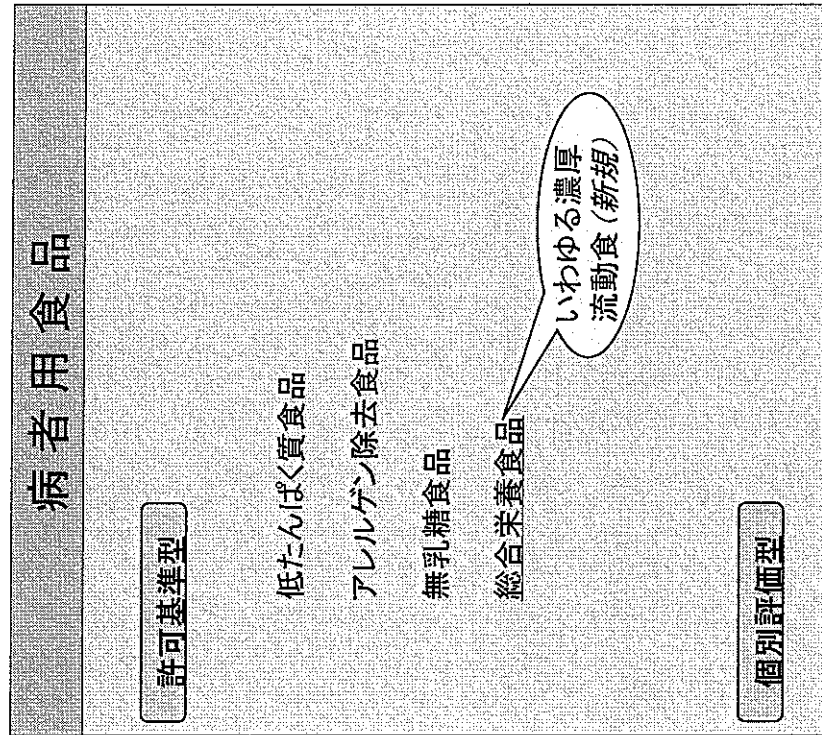
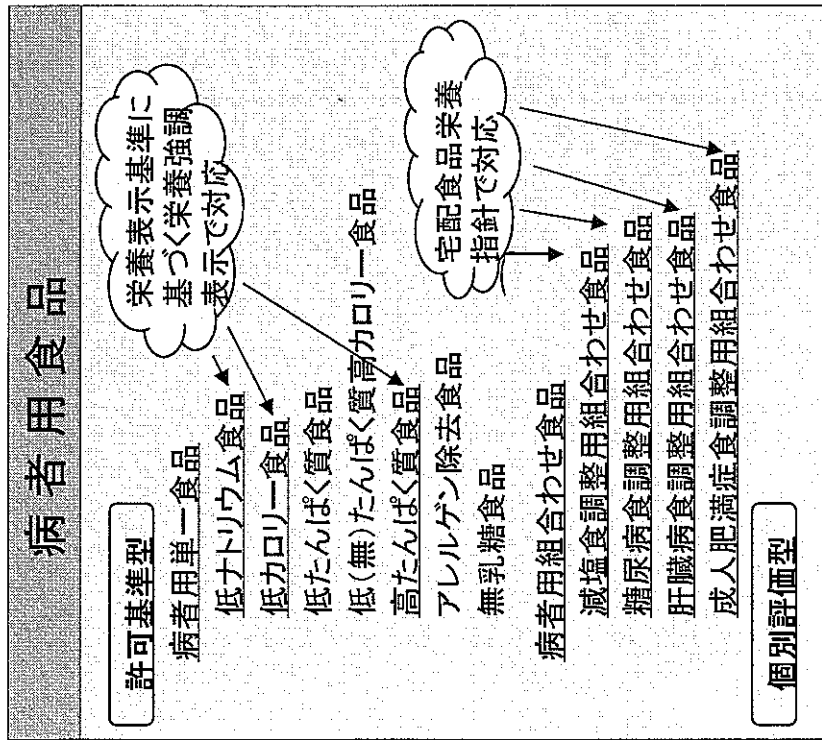
医師、管理栄養士等による適切な助言指導の機会を保障
一定の広告も認めること等を通じ、制度の認知度を高める

(3) 審査体制の強化

最新の医学的、栄養学的知見に沿った審査体制を確保

※ 健康増進法に基づく特別用途食品の審査・許可は、新たに創設される消費者庁が所管する予定

(参考) 対象食品の範囲の見直しの概要

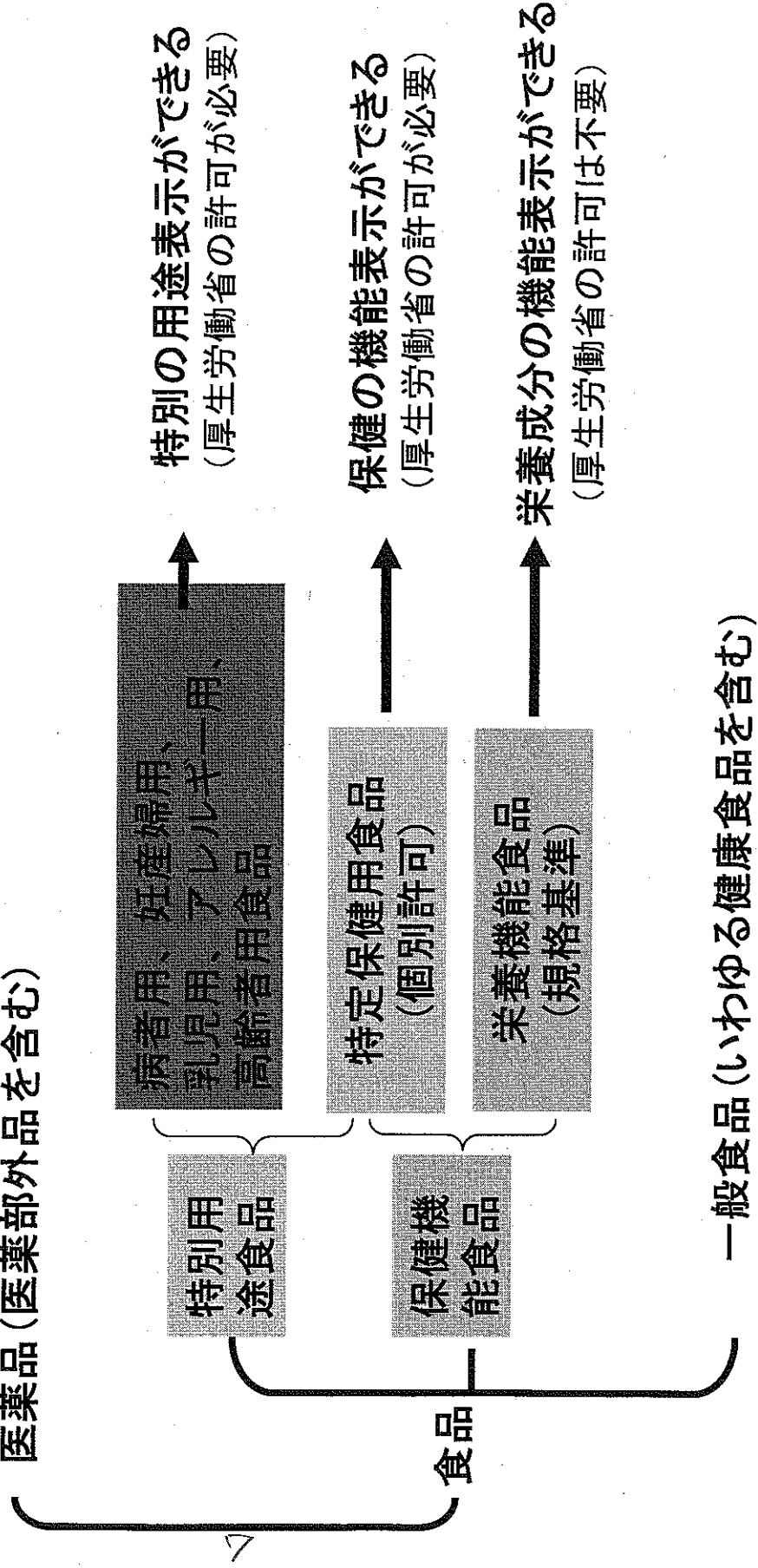


妊産婦、授乳婦用粉乳
乳幼児用調整粉乳
高齢者用食品
そしやく困難者用食品
そしやく・えん下困難者用食品

妊産婦、授乳婦用粉乳
乳幼児用調整粉乳
えん下困難者用食品

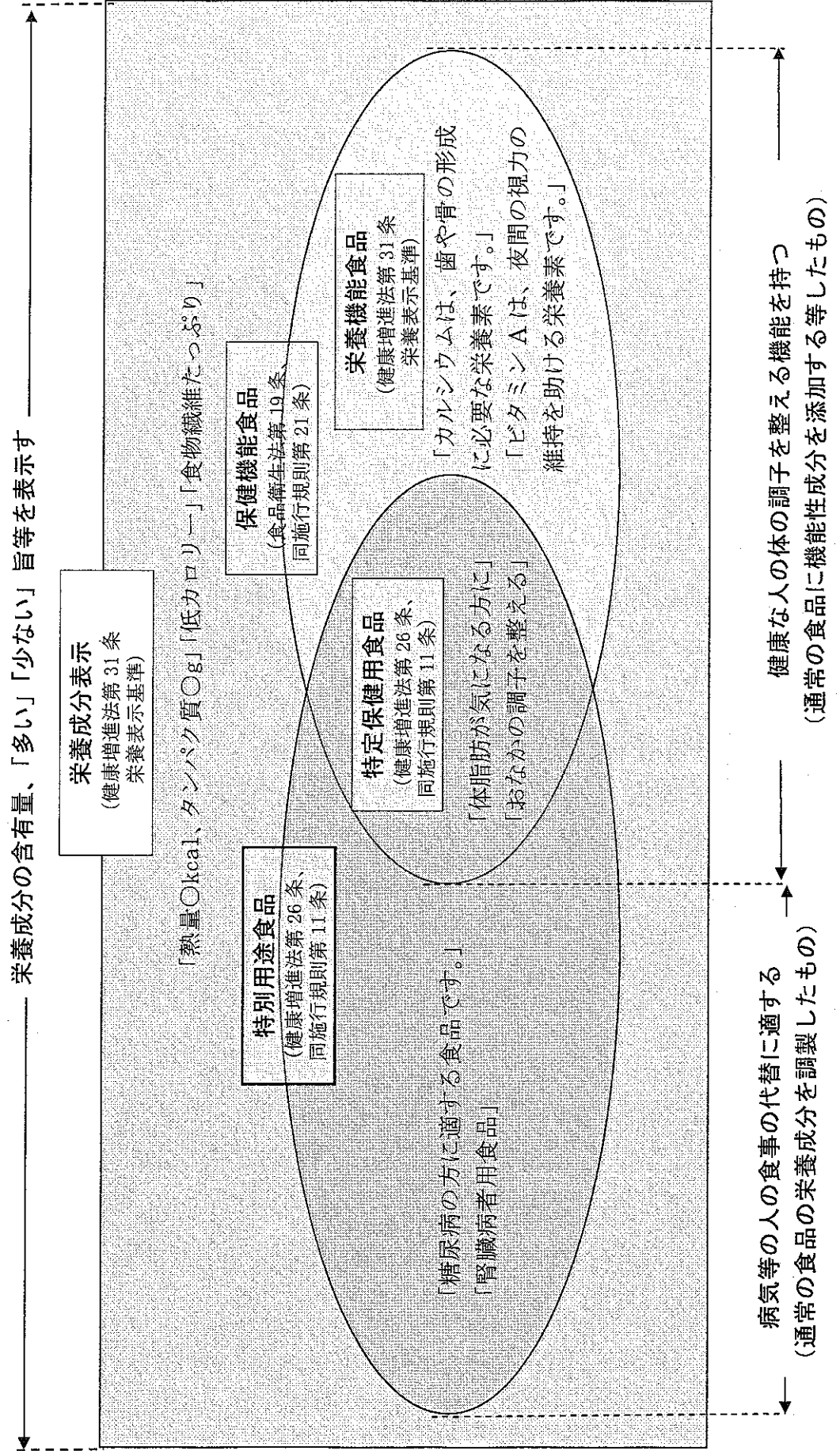
用途別に見た食品の分類

医薬品 (医薬部外品を含む)



許可マークなし

健康に関する食品表示制度



特別用途食品とは

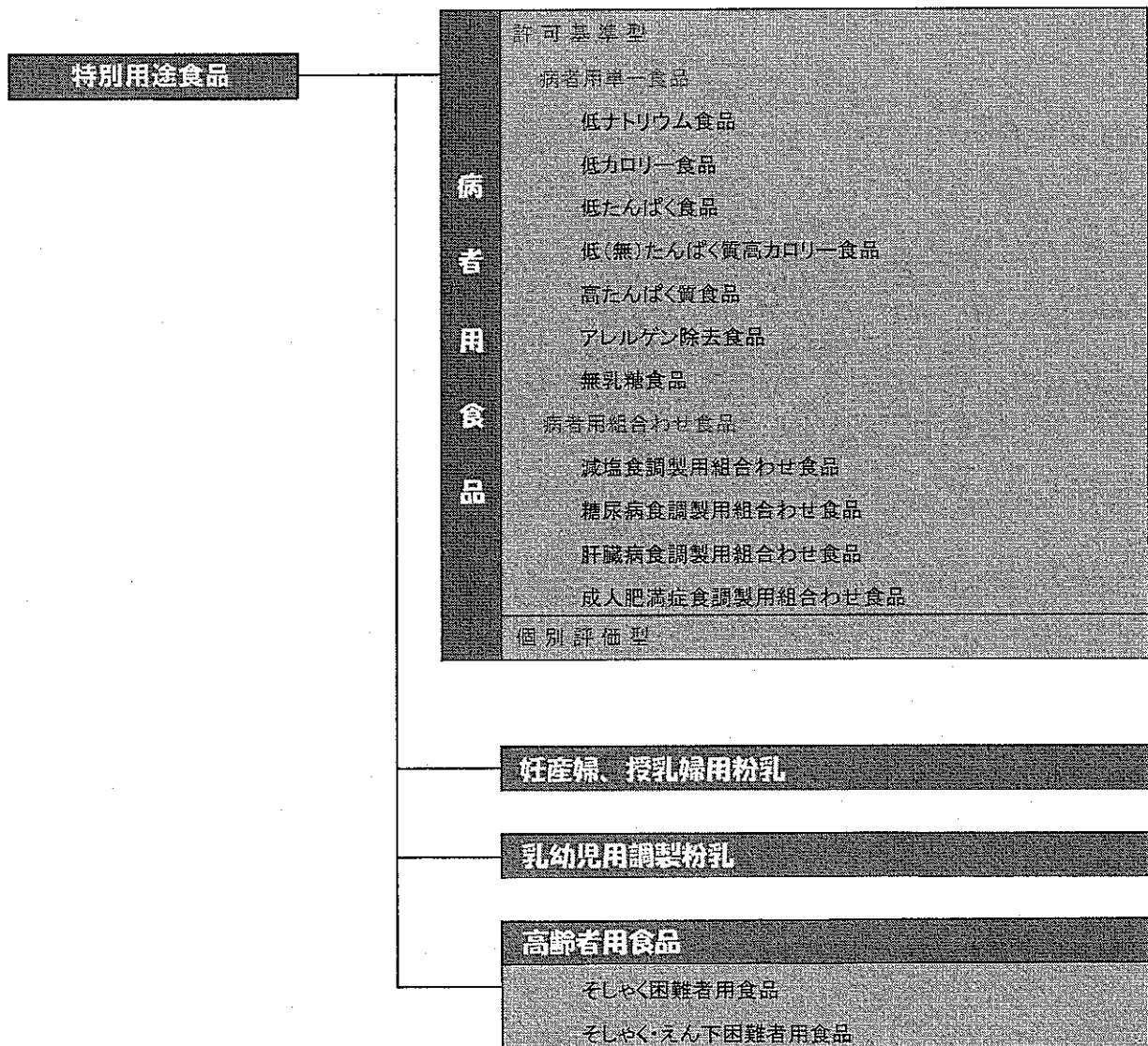
特別用途食品は、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途を表示して販売される食品である。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要がある。

(健康増進法に基づく「特別の用途に適する旨の表示」の許可には特定保健用食品も含まれますが、以下では特定保健用食品を除いた特別用途食品について説明する。)

特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳幼児用調製乳及び高齢者用食品がある。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っている。

食品の種類としては、病者用食品には、単一食品(しょうゆ、ジャム等)及び組合わせ食品(複数の食品をセットにしたもの)がある。

●○特別用途食品の類型●○



特別用途食品の表示許可について

(昭和四八年一二月二六日衛発第七八一号 厚生省公衆衛生局長通知) (抄)

第一 許可すべき特別用途食品の範囲について

- 1 (略)
- 2 病者用食品のうち次に掲げる食品群に属する食品については第二に定める許可基準により特別用途食品たる表示の許可を行い、その他の病者用食品については第三に定めるところにより個別に評価を行い、特別用途食品たる表示の許可を行う。
 - (1) 病者用単一食品
 - ア 低ナトリウム食品
 - イ 低カロリー食品
 - ウ 低たんぱく質食品
 - エ 低(無)たんぱく質高カロリー食品
 - オ 高たんぱく質食品
 - カ アレルゲン除去食品
 - キ 無乳糖食品
 - (2) 病者用組合わせ食品
 - ア 減塩食調製用組合わせ食品
 - イ 糖尿病食調製用組合わせ食品
 - ウ 肝臓病食調製用組合わせ食品
 - エ 成人肥満症食調製用組合わせ食品
- 3 病者用のものについて、特別の用途に適する旨の表示とは、以下の各項のいずれかに該当するものである。従って、これらの表示がなされた食品が無許可で販売されることのないよう管下関係業者に対して指導を徹底されたい。
 - (1) 単に病者に適する旨を表示するもの。例えば「病者用」、「病人食」等。
 - (2) 特定の疾病に適する旨を表示するもの。例えば「糖尿病者用」、「腎臓病食」、「高血圧患者に適する」等。
 - (3) 許可対象食品群名に類似の表示をすることによって、病者用の食品であるとの印象を与えるもの。

○健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）（抜粋）

（特別用途表示の許可）

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 厚生労働大臣は、研究所又は厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。

4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。

5 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定めるところにより表示しなければならない。

（栄養表示基準）

第三十一条 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養表示（栄養成分（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。）をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの（第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。）を輸入する者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準（以下単に「栄養表示基準」という。）に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

三 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

3 厚生労働大臣は、栄養表示基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

○栄養表示基準(平成15年4月24日厚生労働省告示第176号)(抜粋)

(低減された旨の表示について遵守すべき事項)

第十条 別表第六の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示のうち他の食品に比べて当該栄養成分の量又は熱量が低減された旨のもの(以下この条及び次条において「低減された旨の表示」という。)は、当該食品一〇〇g当たりの当該栄養成分の量又は熱量(清涼飲料水等にあつては、当該食品一〇〇ml当たりの当該栄養成分の量又は熱量)が当該他の食品に比べて低減された量が同表の第二欄に掲げる量(清涼飲料水等にあつては、同表の第三欄に掲げる量)に満たない場合はしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、コレステロールに係る低減された旨の表示は、当該食品一〇〇g当たりの飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が一・五g(清涼飲料水等にあつては、当該食品一〇〇ml当たりの飽和脂肪酸の量が〇・七五g)に満たない場合はしてはならない。

3 第五条第二項の規定は、前二項の栄養成分の量及び熱量について準用する。

4 低減された旨の表示をするに際しては、次の事項を表示しなければならない。

一 当該他の食品を特定するために必要な事項

二 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合

5 第七条第四項の規定は、前項に規定する事項の表示の方法について準用する。

6 低減された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第一項及び第二項に規定する場合は、当該低減された旨の表示を消さなければならない。

7 低減された旨の表示がなされた輸入に係る栄養表示食品を販売するに際しては、第四項に規定する事項を第五項に規定する方法により表示しなければならない。ただし、当該低減された旨の表示を消した場合は、この限りでない。

(しょうゆに係る特例)

第十一条 しょうゆのナトリウムに係る低減された旨の表示についての前条の規定の適用については、同条第一項中「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」と、「満たない場合」とあるのは「満たず、又は当該しょうゆのナトリウムの量が当該同種の標準的なしょうゆに比べて低減された割合が二割に満たない場合」と、同条第四項中「他の食品」とあるのは「同種の標準的なしょうゆ」とする。

別表第六(第九条、第十条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
脂質	三 g	一・五 g
飽和脂肪酸	一・五 g	〇・七五 g
コレステロール	二〇 mg	一〇 mg
糖類	五 g	二・五 g
ナトリウム	一二〇 mg	一二〇 mg
熱量	四〇 kcal	二〇 kcal